



国土入企第33号
平成27年1月30日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け国営計第103号、国土入企第25号）にて通知しているところです。また、被災3県においては平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、公共建築工事を確実に円滑に実施するための取組として、「営繕積算方式」の普及・促進がとりまとめられたところです。

さらに、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日）が、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより決定されました。

これらを踏まえ、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」の全国への普及・促進について、別添1のとおり、平成27年1月30日付けで「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る「営繕積算方式」の普及・促進について」により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、これを受けて、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知してまいりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

